

税 の 空 洞 化

【租税負担の現状】

- 税収割合 (税収 / 歳出) は、国が 6 割未満、地方が 3 割程度
- 租税負担率 (租税負担 / 国民所得) は、22.9% と G7 で最低
OECD30 ヶ国中 29 位

【個人所得課税の現状】

- 就業者のうち概ね 1 / 4 程度が非納税者
- 恒久的減税等の結果、大多数の納税者にとって個人所得課税に係る納税額は低いものとなっている。
- 所得の高い層でみても、諸外国に比べて個人所得課税に係る負担額は高くない。

民間給与所得者の一人当たり源泉所得税額 (12 年分)

- ・ 給与収入 400 万円以下の納税者 (全体の 5 割弱)

→ 所得税額 概ね 10 万円以下

- ・ 給与収入 700 万円以下の納税者 (全体の 約 8 割)

→ 所得税額 概ね 20 万円以下

(参考) 給与収入 700 万円の所得税負担額等 (夫婦子 2 人の場合)

課税所得 225 万円 (諸控除合計 475 万円)

所得税額 22.5 万円

定率減税後 18.0 万円

20%カット

- ・ 給与収入 3,000 万円の個人所得課税額 (夫婦子 2 人の場合)

日 : 889.8 万円 米 : 925.7 万円 英 1,072.4 万円

【法人所得課税の現状】

- 全法人の 約 7 割は欠損法人
- 資本金 1 億円以上の法人 (約 1.8 万社) で法人所得課税額全体の 約 2 / 3 を納税
資本金 100 億円以上の法人 (672 社) で法人所得課税額全体の 約 1 / 3 を納税
- 景気停滞、不良債権の増大等により、累積損失が増大

〔 6 年分 〕

〔 11 年分 〕

所得金額	31.7 兆円	→	30.7 兆円
欠損金額	▲ 15.5 兆円	→	▲ 33.2 兆円
繰越欠損金額 (累積損失)	▲ 45.6 兆円	→	▲ 90.1 兆円

【相続税の現状】

- 相続税を負担するのは100人に5人 (死亡者約 98 万人に対し約 5 万人)
- バブル期以降の累次にわたる減税や特例の拡充により相続税負担は大幅に緩和(遺産総額に対する負担割合は相当低いものとなっている。)

基礎控除 (法定相続人 4 人の場合) : 9000 万円 (昭和 62 年は 3600 万円)

【消費税 (地方消費税を含む) の現状】

- 付加価値税を採用している国の中で税率は最低水準
- 全事業者のうち6割強は免税事業者 (売上高ベースでは 2% 強)